

茨城大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日 制定
平成27年 12月 22日 改正
平成28年 6月 16日 改正
令和 6年 3月 19日 改正

1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、茨城大学教育学部附属特別支援学校（以下「学校」という。）の児童生徒の尊厳を守り、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるように取り組むため、「茨城大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針（以下「附属特別支援学校いじめ防止基本方針」という。）」を定める。

2 いじめ防止のための基本的な考え方

- (1) いじめとは、法第2条に規定されるとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等のための対策は、次の法令等に基づき取り組む。
 - ア いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
 - イ いじめ防止基本方針の策定について（平成25年10月11日25文科初第814号通知）
 - ウ いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
 - エ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）
 - オ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）
- (3) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、また、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (4) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、附属学校園、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (5) いじめの未然防止のため、小さな変化に気を付けて日頃より丁寧に子どもを見守り、児童生徒理解を深める。
- (6) いじめの兆候を把握したときには、一人の教師対応ではなく、速やかに校長、副校長、生徒指導主事又は部主事のいずれかに報告するとともに、附属特別支援学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を開いて組織的に対応する。
- (7) 教育相談体制を充実させ、積極的な生徒指導を展開するとともに、保護者や地域住民との連携を大切に多く目の子どもを見守る体制を構築する。
- (8) けんかやふざけ合い等を軽視せず、見えないところで被害が発生している場合があることを想定して問題行動の背景や事情の調査を確実にし、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (9) いじめ解消の目安は、いじめの行為が止んでいる期間が3か月以上とする。
- (10) 個人の障害特性、性同一性障害、性的指向・性自認等について、教職員への正しい理解の促進を図り、また、学校として必要な対応について周知する。

3 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

- ア 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織として、学校にいじめ防止対策委員会を設置する。

[参考：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[参考：いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（最終改定 平成29年3月14日）]

3（3）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

イ 構成等：

- (ア) いじめ防止対策委員会は、校長、副校長、部主事、生徒指導主事、地域支援部長及び養護教諭をもって構成する。ただし、校長が必要と認める場合には、専門的な知見を有する者等を構成員にすることができる。
- (イ) いじめ防止対策委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- (ウ) 委員長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- (エ) いじめ防止対策委員会に副委員長を置き、副校長をもって充てる。
- (オ) 副委員長は、委員長の職務を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 開催：

- (ア) いじめ防止対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (イ) いじめ防止対策委員会は、原則として毎月1回を開くものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開くことができる。

エ 任務：

- (ア) 附属特別支援いじめ防止基本方針に基づく取組の実施やいじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正において中心的な役割を果たすこと。
- (イ) いじめの相談・通報を受け付けること。
- (ウ) いじめの疑いがある情報や児童生徒の問題行動等に係る情報を収集及び記録し、共有すること。
- (エ) いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合は、速やかに臨時のいじめ防止対策委員会を招集し、情報の共有と、関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。
- (オ) いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針を決定する。
- (カ) 重大事態が発生する相当前から、教育学部とともに、学校設置者である国立大学法人茨城大学長(以下「学長」という。)に対し、報告又は相談を行い、必要な判断及び指示を受けること。
- (キ) 重大事態発生時には、国立大学法人茨城大学(以下「法人」という。)及び教育学部と連携し、収束に向けて速やかに対応すること。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ア 全職員が、一人一人の障害特性等、的確な実態把握に努めるとともに一人一人の表情や行動を日常的に観察し、内面の小さな変化や訴えを見逃さないよう努め、情報を共有しながら組織的な対応にあたる。
- イ 友達が嫌がることをしないこと、頑張ったことを互いに褒め合うこと、困った時は互いに助け合うことなど、豊かな人間関係を築くための指導・支援に組織的に取り組む。
- ウ 児童生徒の道徳心を培い、達成感を得られる経験を積み重ねられるよう、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- エ 学校を楽しく安心して生活できる「居場所」とであると実感できるよう、児童生徒同士及び教員が楽しく関わり合う・協力し合うなどの機会を日常的に設け、「絆」づくりをすすめる。

- オ 相手の気持ちを考える場を設けたり、一人一人に役割を与えたりすることで、他者や集団に対する意識を高められるように努める。
- カ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、肯定的な言葉掛けに努め、自己肯定感を高め、児童生徒が意欲や自信をもって教育活動に取り組むことができるようにする。
- キ 連絡帳や面談、来校時の積極的な会話により、保護者との情報交換及び信頼関係構築に努める。
- ク 保護者、地域住民、警察、医療、児童相談所等の関係機関との連携を図り、いじめ防止に対して児童生徒が自主的に行う活動を支援する。
- ケ いじめ防止に対する教職員の資質向上を図るため、次に掲げる研修を実施する。
 - (ア) いじめ防止に関する法令等に関する研修
 - (イ) 事例研修
 - (ウ) 「児童生徒及び保護者を対象としたアンケート」分析研修
- コ いじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発及びその他の必要な措置として、道徳を中心に人権教育等を実施する。
- サ インターネットを通じて行われるいじめの防止のため、次に掲げる対策を行う。
 - (ア) 茨城県警察本部 生活安全部人心安全少年課少年サポートセンターと連携し、中学部・高等部を対象とした「非行防止教室（情報モラルに関する内容含む）」の実施
 - (イ) インターネットの危険性に関して保護者への啓発活動

(3) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめについて調査を行うため、次に掲げる取組を実施する。
 - (ア) 児童生徒及び保護者を対象としたアンケート調査を年3回実施し、児童生徒の悩みや人間関係を担任が把握し、必要に応じて教育相談を行う。
 - (イ) 担任による聴き取り・見取り調査を年3回（児童生徒及び保護者を対象としたアンケート実施後）実施し、必要に応じて部主事も同席して聴き取りを行う。
- イ いじめに関する相談の体制として、次に掲げる取組を行う。
 - (ア) 担任による常時の教育相談体制
 - (イ) 必要に応じてスクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等を法人に依頼して、相談体制を確保する。
- ウ いじめの対応（未然防止・早期発見等）のための校内研修を年間計画に位置付け、職員の資質向上を図る。
- エ 学級担任の取組として、次に掲げるものを実施する。
 - (ア) 日頃から積極的に児童生徒と接し、児童生徒が教職員に相談しやすい関係を構築するとともに、いじめ問題が深刻になる前にいじめを認知し、適切な対応がとれるようにする。また、相談の方法について、保健室、電話相談窓口等の手段も広く周知する。SC、SSW活用の希望があれば（学校が必要と判断した場合は）学校から法人に依頼をする。
 - (イ) 連絡帳等を通し、家庭での様子にも気を配るよう努める。
 - (ウ) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。保護者や地域の方からの通報・うわさ等についても積極的に耳を傾ける。また、疑わしいものは報告する。いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
 - (エ) 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や相談から、本人の訴えや交友関係の悩み等の周囲の情報を把握する。
 - (オ) 児童生徒及び保護者を対象としたアンケート実施後の教育相談
- オ 保護者との連携に関し、次に掲げる取組を定める。
 - (ア) 家庭において少しでも児童生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談できる関係づくりに努めるため、学校での児童生徒の様子や学校の取組を必要に応じて随時家庭に連絡する等して、日頃から保護者との連携を密にする。
 - (イ) 保護者の集まる学校行事や個別面談、また、ホームページ等において、学校のいじめ防止対策について説明するとともに、いじめ防止に対する協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりを行う。
- カ 生徒指導主事の取組として、次に掲げるものを実施する。
 - (ア) 児童生徒及び保護者を対象としたアンケート調査（年3回）
 - (イ) 保健室利用状況等を通じた状況把握を行い、生徒指導定例会、生徒指導臨時会及び生徒指導部員会を招集し、必要な情報共有を図る。
- キ 生徒指導定例会に関し、次に掲げるとおり定める。

- (ア) 構成：全職員をもって構成する。ただし、SC 及び SSW 等校長が必要と認めた者は、会議に出席させることができる。
- (イ) 役割：いじめの早期発見、対応の経過のための情報共有
- (ウ) 開催時期：年 2 回
- (エ) 生徒指導定例会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- ク 生徒指導臨時会に関し、次に掲げるとおり定める。
 - (ア) 構成：校長、教員（副校長、当該部主事、生徒指導主事、地域支援部長、当該学級担任、養護教諭）をもって構成する。ただし、SC 及び SSW 等校長が必要と認めた者は、会議に出席させることができる。
 - (イ) 役割：関係学年を中心とした早期対応のための緊急会議
 - (ウ) 開催時期：事案の発生又は事案に動きがあったとき。
 - (エ) 生徒指導臨時会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- ケ 生徒指導部員会に関し、次に掲げるとおり定める。
 - (ア) 構成：生徒指導部員
 - (イ) 役割：一週間の生徒指導部の取組についての協議及び情報共有
 - (ウ) 開催時期：週 1 回

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応として、次に掲げるとおり定める。
 - ア 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、校長、副校長、生徒指導主事又は部主事に速やかに報告し、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。
 - イ 当該委員会が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情聴取等を行い、いじめの事実の有無の確認を行った上で、いじめ問題として認知する。
 - ウ 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨とした教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - エ 被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせて継続的にケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、当該児童生徒の状態に応じた継続的な指導を行う。これらの対応については、保護者、関係機関及び専門機関との連携の下で取り組む。
 - オ いじめが暴行や傷害等の犯罪行為にあたる場合又は児童生徒の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる場合は、被害児童生徒の意向にも配慮した上で、ひたひた警察署に相談・連絡し、対応する。
- (2) 被害児童生徒又はその保護者への支援として、次に掲げるとおり定める。
 - ア 被害児童生徒から事実関係の聴取を行うにあたり、「いじめられている児童生徒にも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
 - イ 児童生徒の個人情報の取扱い等プライバシーには十分留意し、以後の対応を行う。
 - ウ 可能な限り発見・通報を受けた当日のうちに家庭訪問を行い、迅速に事実関係を保護者に伝える。被害児童生徒やその保護者に対し、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等被害児童生徒の安全を確保する。
 - エ 被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童生徒に寄り添える体制をつくる。また、状況に応じて、SC、SSW 等外部の専門家に法人を通して協力を求める。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害等いじめによる後遺症に対するケアを行う。
 - オ いじめが解消した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- (3) 加害児童生徒への指導又はその保護者への助言として、次に掲げるとおり定める。
 - ア いじめをしたとされる児童生徒から事実関係を聴取し、その結果、いじめがあったと確認された場合、学校は、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
 - イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解・納得を得た上で、以後の対応を学校と保護者が連携して適切に行えるよう保護者に協力を求める。また、継続的な助言を行っていく。
 - ウ 加害児童生徒への指導にあたっては、いじめとは人格を傷つけ、生命及び身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - エ 加害児童生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、加害児童生徒の安心・安全及び健全な人格の育成に配慮する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等プライバシーには十

- 分留意し、以後の対応を行う。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけとして、次に掲げるとおり定める。
- ア いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように知らせる。
 - イ はやし立てる等同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ウ 学級や学年全体で話し合い等を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をとれるようにする。
- (5) インターネット上のいじめへの対応として、次に掲げるとおり定める。
- ア 児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除する措置をとる。
 - イ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちにひたちなか警察署に通報し、適切な援助を求める。
 - ウ SNS を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについて理解を求めていく。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒への対応として、日常的に、障害のある当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。なお、「特に配慮が必要な児童生徒」とは、次に掲げるとおりとする。
- ア 海外から帰国した児童生徒、外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒等外国につながるのある児童生徒
 - イ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ウ その他学校として配慮が必要と認める児童生徒
- (7) いじめの「解消」の定義
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次に掲げる両方の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ア いじめに係る行為が止んでいること。
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の判断により、更なる長期の期間を設定するものとする。
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒の生命及び心身を保護し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を行うため、継続して情報共有を行い、支援内容及び教職員の役割分担を含む対処方針を策定し、確実に実行する。

5 重大事態への対処

[参考：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[参考：いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（最終改定 平成29年3月14日）]

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(1) 重大事態の報告

法第28条第1項の規定に基づく重大事態と思われる事案が発生した場合、学校は、教育学部長に報告するとともに、報告を受けた教育学部長は、直ちに学長へ報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体について

ア 法第28条第1項の規定に基づく当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査とは、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

イ 学長は、調査主体及び調査を行う組織の構成について判断する。

ウ 調査は、学校が主体となって行う場合と教育学部又は法人が主体となって行う場合がある。

エ 教育学部又は法人が主体となって調査を行うのは、学校主体の調査では、事案の経緯、特性、被害児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえても、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得ることができないと学長が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある等の場合とする。

なお、事案の経緯や特性から必要とされる場合や、被害児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の規定に基づく調査と並行して、学長による調査を実施することも想定しうる。この場合において、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の規定に基づく調査主体と、並行して行われる学長による調査とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。例えば、アンケートの収集等の初期的な調査を学校、教育学部又は法人が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を学長による調査として実施することが考えられる。

(3) 調査の実施

ア 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒同士の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅し、明確にすることである。

イ 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に関し民事・刑事上の責任追及又はその他争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と法人が事実に向き合うことで、当該事態への対処及び同種の事態の再発防止を図るためのものである。

ウ 被害児童生徒からの聴き取りについて

(ア) 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

被害児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。その際には、被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施とする。例えば、調査に調査票を用いる際に、個別の事案が広く明らかになることで、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等である。

また、調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

(イ) 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等により、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望及び意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に対し今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

(4) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持するとともに、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経緯を検証し再発防止策を構ずることを目指す。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア 被害児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

学校、教育学部又は法人は、調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒及びその保護者に対して説明を行う。この情報の提供において、学校、教育学部又は法人は、他の児童生徒のプライバシーに配慮する等関係者の個人情報に十分留意し、適切に提供する。

イ 学校が主体となつて行う場合の調査結果の報告

学校は、調査結果について教育学部長に報告し、教育学部長は学長に直ちに報告する。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容を例とした項目を学校評価に加え、学校評議員がいじめに関する取組を適切に評価する。

ア いじめの未然防止を目指した取組に関すること。

イ いじめを早期発見するための取組に関すること。

ウ いじめへ対処するための取組に関すること。

エ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

オ いじめの取組についての関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通し、いじめに関する取組が計画通りに進んでいるかチェックを行う。その上で、附属特別支援学校いじめ防止基本方針等を体系的に見直し、必要に応じ、次の内容を例とした年間計画等の作成や修正を行い、より適切ないじめ防止等の取組となるための計画・実行・検証・改善を行う。

7 年間計画（例）

月	活動内容・取組
4	いじめ防止対策委員会 個別面談
5	いじめ防止対策委員会 道徳の授業（善悪の判断）
6	いじめ防止対策委員会 非行防止教室（情報モラル関係） 第1回「いじめ防止のための児童生徒及び保護者を対象としたアンケート」
7	いじめ防止対策委員会
8	いじめ防止対策委員会
9	いじめ防止対策委員会 道徳の授業（友情・信頼） 生徒指導定例会
10	いじめ防止対策委員会

月	活動内容・取組
	道徳の授業（希望・勇気） 個別面談
1 1	いじめ防止対策委員会 第2回「いじめ防止のための児童生徒及び保護者を対象としたアンケート」 道徳の授業（相互理解・寛容）
1 2	いじめ防止対策委員会 道徳の授業（公正・公平・社会正義）
1	いじめ防止対策委員会 道徳の授業（国際理解）
2	いじめ防止対策委員会 生徒指導定例会 第3回「いじめ防止のための児童生徒及び保護者を対象としたアンケート」 道徳の授業（生命の尊さ） 個別面談
3	いじめ防止対策委員会